平成２３年（フ）第５１７号
札幌市中央区南19条西14丁目２番10―304号
破産者　山田　朋子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２４号
岩手県紫波郡紫波町桜町字上野沢39番地26、開始決定時の住所岩手県紫波郡紫波町平沢字松田３―１　レオパレス大地106
破産者　熊谷　　稔
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７２号
岩手県紫波郡紫波町上平沢字川原田40番地
破産者　高橋　　瞬
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９号
岩手県奥州市水沢区字大明神91番地
破産者　佐々木國男
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６９号
岩手県奥州市前沢区白山字舘119番地２
破産者　及川きえ子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第７号
岩手県奥州市水沢区水沢工業団地４丁目28番地
破産者　北田ケイ子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１０２０号
仙台市若林区中倉１丁目20番７号
破産者　佐藤　俊文
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３９号
仙台市若林区連坊２丁目12番43―107号、開始決定時の住所仙台市青葉区西花苑２丁目６番22号
破産者　千葉　昇壽
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１８号
仙台市太白区中田町字境20番地の１　レオパレス仙台南106、従前の住所仙台市太白区袋原１丁目24番５号
破産者　櫻井　賢治
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字太子堂下163番地55
破産者　只野　賢司
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
宮城県栗原市築館字照越大ケ原138番地44
破産者　伊藤　明宝
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
宮城県大崎市鳴子温泉字中屋敷67番地30
破産者　高橋　眞弓
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
宮城県加美郡加美町城生字前田42番地　前田住宅５―４―３
破産者　小松　盛昭
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
宮城県加美郡加美町城生字前田42番地　前田住宅５―４―３
破産者　小松なみ子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎八日町79番地
破産者　坂田富久美
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
山形県尾花沢市大字朧気35番地１
破産者　ニットソーイング落合こと　落合　太門
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
山形県西村山郡西川町大字綱取161番地
破産者　古澤　七郎
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４００号
山形県寒河江市西根２丁目７番６号
破産者　大沼由美子
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６号
山形市あかねヶ丘２丁目17番23号　プロキオンα―Ｃ号、前住所山形市飯田３丁目７番54号　Ｎ’ｓコーポ105号
破産者　遠藤　敬介
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部